

広島市水道局規程第 7 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

広島市水道局競争入札参加条件選定委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村 上 裕 之

広島市水道局競争入札参加条件選定委員会規程の一部を改正する規程

広島市水道局競争入札参加条件選定委員会規程（昭和 4 4 年広島市水道局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「目的及び設置」に改め、同条中「この規程は、」を削り、「の参加者を調査、審議する」を「を適正に執行するため、」に、「について必要な事項を定めるものとする」を「を置く」に改める。

第 2 条の見出しを「所掌事務」に改め、同条第 1 項中「建設工事の」を削り、同条第 2 項中「のほか」を「について」に改め、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の競争入札に係る参加条件の検討及び参加できる者の資格の確認又は選定について」を削る。

第 3 条第 1 項中「の名称及び委員は、次のとおりとする」を「は、委員長及び委員をもって組織する」に改め、同項の表を削り、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員会の構成、委員長及び委員については別に定める。

第4条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「は、第一選定委員会にあつては局次長、第二選定委員会にあつては財務課長がその職務を代理する」を「、その職務を代理する委員については別に定めるところによる」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条の見出しを「招集」に改め、同条中「、毎週1回会議を開くものとし」を削り、「これを」を「必要に応じて」に改め、同条ただし書きを削る。

第9条中「第一選定委員会及び第二選定」及び「それぞれの」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。